

公営住宅建設事業等における残存物件の 取扱いについて

昭和34年4月15日
住 発 第 1 2 0 号
住 宅 局 長 通 知
改正昭和52年4月1日
住 総 発 第 8 3 号

補助事業等における残存物件の取扱いについては、昭和34年3月12日付建設省発会第74号（昭和63年3月29日付建設省会発第228号改正）をもって建設事務次官から通達されたところであるが、公営住宅建設事業等（指導監督事務を含む。）についての取扱いは前記通達によるほか、下記により実施することとなったので、関係事業主体に周知徹底の上、遺憾のないよう取り計らわれない。

記

1 対象となる物件の範囲

対象となる物件のうち、材料については、原則として、その取得した日の属する事業年度において精算するものとする。

2 補助金等の返還

(1) 事業主体は、事業完了の際物件が残存した場合は、当該残存物件を継続使用する場合（継続したものをさらに継続使用する場合を含む。）を除き、事業主体が都道府県又は「地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令で定める市」

（以下「指定都市」という。）にあつては建設大臣に事業主体が市町村（指定都市を除く。以下同じ。）にあつては都道府県知事に、それぞれ「残存物件精算調書」（別記様式1）を添えて報告しなければならない。この場合において、事業主体が指定都市であるときは、当該府県知事を経由して報告するものとする。

なお、添付する「残存物件精算調書」の部数は、事業主体が都道府県の場合は1通市町村の場合は正副2通とする。

(2) 都道府県知事は、事業主体である市町村から(1)による報告があつた場合は、その内容を確認し、国に納付すべき納付金の額を確定し、国庫補助金納付命令書（別記様式2）により、当該事業主体に対し納付金の納付を命ずるとともに、その命令書の命令書写に「残存物件精算調書」副本を添え、建設大臣に報告するものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)による納付金の納付命令書を発する場合における納付の期限は、当該命令をする日から90日以内の日とする。

なお、納付の命令書を発したときは、国の債権の管理等に関する法律第12条の規定により、当該都道府県におかれた建設省歳入徴収官等あて、債権発生通知（別記様式3）をしなければならない。

(4) 府県知事は、指定都市である事業主体からの(1)による報告書を經由しようとするときは、その報告書の内容を確認の上、建設大臣に進達するものとする。

3 継続使用

事業主体は、備品のうち耐用年数1年以下のもの、取得価額50万円未満のもの又は残存価額が10万円未満となったものについては、翌年度の同種の補助事業が未決定の場合であっても、建設大臣の継続使用の承認があったものとする。ただし、翌年度において同種の補助事業を実施しないことになった場合は、直ちに前項(1)による報告をしなければならない。

4 備品の使用期間の計算方法

中古品を取得した場合において、取得前の既経過期間を使用期間に加算しようとする場合は、その詳細を付した調書を添え、建設大臣に申請して、その承認を受けなければならない。

5 物件の滅失又は毀損の場合の措置

(1) 取得した備品について、その使用期間が耐用年数を満了する以前に滅失し、又は毀損した場合には、2に定める手続をとるものとする。

(2) (1)の場合において、当該滅失又は毀損が、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由によるものであるため耐用年数を満了したものとみなす必要のあるものについては、事業主体は、その滅失又は毀損の事由及び滅失又は毀損の際における当該備品の管理の状況を記載した書面を建設大臣に提出しなければならない。

6 その他

(1) 都道府県知事は、事業主体である市町村から事業完了実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に添付されている「残存物件調書」により「〇〇事業等残存物件明細台帳」（別記様式4）を作成しなければならない。

なお、事業主体である指定都市からの事業完了実績報告書を經由しようとするときは、これに準じて「〇〇事業等残存物件明細台帳」を作成するものとする。

(2) 事業主体は、公営住宅建設事業等により取得した残存物件がある場合は「〇〇事業等残存物件明細台帳」の様式に準じた台帳を作成しておくものとする。

なお、指導監督事務により取得した残存物件についても、また、同様とする。

(3) この取扱は、昭和33年度事業から適用するものとする。ただし、昭和32年度事業により取得した物件で、昭和33年度以降の同種の補助事業に継続使用したものについては、昭和34年3月12日付建設省発会第74号及びこの通達を準用するものとする。

(別記様式1)

残存物件精算調書

(都道府県名)

(事業名) _____

(事業主体名)

取得事業年度	事業区分	品目	商標名・型式・製造番号等	単位	員数	単価円	取得価額円	取得年月日	経過年(月)数	耐用年数	精算内訳			摘要	
											残存価額率	計			
												残存価額率円	補助率		補助相当額円

(別記様式2)

番号

〇〇〇事業費国庫補助金納付命令書

事業主体長名

平成 年 月 日付け第 号で報告のあった〇〇事業の残存物件の精算に伴い生じた残存価額については、下記のとおり納付金の納付を命ずる。

平成 年 月 日

都道府県知事名

記

- 1 納付金額
- 2 納付期限

○ 公営住宅建設事業等（指導監督事務を含む。）
 における残存物件の耐用年数について

昭和34年6月3日
 住 発 第292号
 住 宅 局 長 通 知

標記事業等（指導監督事務を含む。）における残存物件のうち、昭和34年3月12日建設省発会第74号（建設事務次官通達）「補助事業等における残存物件の取扱いについて」別表第2の耐用年数に掲げられていない下記品目の耐用年数については下記により取り扱うこととなったので関係事業主体に周知徹底を計られたい。

記

種 別	名 称	規 格	耐用年数	摘 要
2. 土 工 器 具	標準ファイル		1	
4. 試験用又は測量用機械器具	スランプ試験機		3	
	木製ポール		1	
	函尺		3	
	米縄		1	
6. 事務用品器具	紙端補強器		2	
文具特材類	バインダー		1	
	机上ガラス		2	
	マップケース		2	
衛生清掃器具類	灰皿		1	

○ 公営住宅建設事業等（指導監督事務を含む。）
における残存物件の耐用年数について

昭和35年6月7日
住 発 第191号
住 宅 局 長 通 知

標記事業（指導監督事務を含む。）における残存物件のうち昭和34年3月12日建設省発
会第74号（建設事務次官通達）「補助事業等における残存物件の取扱について」別表第2
の耐用年数表および昭和34年6月3日付住発第192号（住宅局長通達）「公営住宅建設事
業等（指導監督事務を含む。）における残存物件の耐用年数について」に掲げられていな
い下記品目の耐用年数については、下記により取り扱うことになったので、御了知のうえ
関係事業主体に対しても周知徹底を計られたい。

記

種 別	名 称	規 格	耐用年数
3. 工 具 類	ノギス		5
	ドライバー		3
	電工用バンド		1
4. 試験用又は測量用機械器具	サゲフリ		5
6. 事務用品、器具 文具 計算機類 音響証明器具類 雑 具 類	統計器		7
	懐中電灯		1
	鉛筆削器		1

○ 公営住宅建設事業等（指導監督事務を含む。）
における残存物件の耐用年数について

〔昭和35年7月26日
住 発 第249号
住 宅 局 長 通 知〕

標記については、さきに（昭和34年3月12日付建設省発会第74号、昭和34年6月3日付住発292号、昭和35年6月7日住発第191号）各都道府県に通達したところであるが、未だ耐用年数を定められていない品目について、下表により取扱うことになったので、関係事業主体に周知徹底を計らいたい。

記

種 別	名 称	規 格	耐用年数	摘 要
製図用備品器具	青写真焼付現象缶	鉄 製	2 年	
	青写真用感光紙保存箱	〃	5 年	

○ 残存物件の耐用年数について

〔昭和35年6月14日
住 発 第198号
住 宅 局 長 通 知〕

公営住宅建設事業等における標記については、さきに（昭和34年3月12日付建設省発会第74号、昭和34年6月3日付住発第191号、昭和35年7月26日付住第249号）各都道府県知事あて通知したところであるが、未だ耐用年数を定められていない品目について、下表により取扱うことになったので、関係事業主体に周知徹底を計らいたい。

記

種 別	名 称	耐用年数
雑 具 類	ブ リ ー フ 靴	3 年